

令和6年4月1日から充電式電池等の回収方法が変わります！

近年、充電式電池等の混入により増加している、ごみ処理施設・収集車両の火災事故を未然に防止するため、回収方法を見直しました。充電式電池等は、安全のためセロテープ等を貼り、両極を覆って絶縁してから出してください。

	回収品目	変更前	変更後
充電式電池・モバイルバッテリー	<p>リチウムイオン電池</p>   <p>ニッケル水素電池</p>  <p>ニカド電池</p>  <p>モバイルバッテリー</p>	販売店などの協力店による回収	<p>販売店などの協力店による回収に加え、 「資源回収の日」に黄色いコンテナボックスへ</p> 
充電式小型家電	<p>電動ハブラシ</p>  <p>充電式電池内蔵ライト</p>  <p>充電式小型掃除機</p>  <p>充電式電池</p>	<p>充電式電池を本体から取り出す</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取り出した充電式電池は、販売店などの協力店による回収 ●本体は、熱源利用プラスチックごみ③類へ 	<ul style="list-style-type: none"> ●取り出した充電式電池は、上記と同様に扱う。本体は、熱源利用プラスチックごみ③類へ ●取り出せない場合は、そのまま「資源回収の日」に黄色いコンテナボックスへ（又はボックスの近くに置く） 
スマートフォン・タブレット	 	販売店などの協力店による回収	<p>販売店などの協力店による回収に加え、 使用済小型家電回収ボックスへ（市役所・図書館・各地区センター等に設置）</p> 